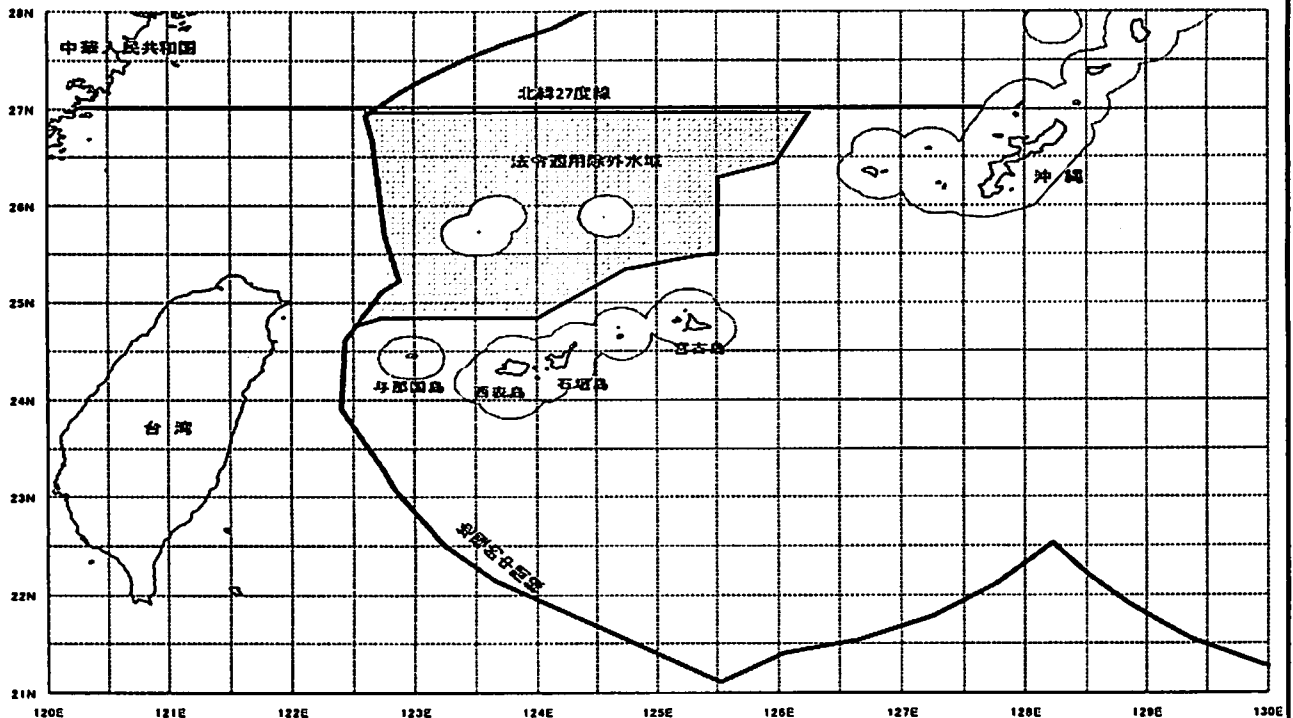


1 改正の趣旨

- (1) 我が国の排他的経済水域における外国人が行う漁業等については、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、許可等の規制が行われているが、法附則第2条において、法施行令(以下「政令」という。)で外国人及び海域を指定して、法の適用の特例を設けることができるとされている。
- (2) 今般、日台間で日台漁業取決めが作成されたことから、政令を改正し、従来の大韓民国国民及び中華人民共和国国民に加えて、台湾の戸籍に記載されている者にも排他的経済水域内の特定の海域において法の規制を適用しないこととするものである。

2 法令適用除外水域



3 共管の理由

- (1) 法においては、法違反等で逮捕(船舶の押収又は乗組員を逮捕すること)された場合、担保金等の提供による釈放等を認める担保金制度が設けられており、同制度における担保金額の基準を定める等の事務を行う主務大臣として内閣総理大臣等が、担保金額を決定する取締官として警察官等が定められている。
- (2) 政令案については、農林水産省等と共同閣議請議をする予定である。

1 趣旨

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第32条の5第1項の規定により、下記の暴力追放運動推進センターについて、適格都道府県センターとして認定し、同法第32条の7の規定に基づき、その旨を公示するとともに、書面により通知するもの。

※ 1月30日、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、暴力団事務所の使用差止めを請求できる制度が導入されたことを受け、2月28日付けで認定をした5都県（埼玉県、東京都、徳島県、佐賀県、大分県）の都道府県暴力追放運動推進センターに続き、2回目の認定を行うもの。

2 認定を受ける都道府県暴力追放運動推進センター

- (1) 公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター
- (2) 公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター

3 認定要件の適合性

認定を受けるためには、法第32条の5第3項各号に規定する要件に適合している必要があるところ、上記2の都道府県暴力追放運動推進センターは、いずれも

- 業務を適正に遂行するための体制及び業務規程を整備（1号要件）
- 専門的知識経験を有する弁護士等を配置（2号要件）
- 業務を適正に遂行するに足る財源を確保（3号要件）

しており、要件の全てに適合していると認められる。

1 経緯

障害を理由とする差別の解消に関する法制について、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月閣議決定）において「平成25年常会への法案提出を目指す」とされたことを受け、障害者基本法の理念に則り、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化する立法として位置付けられるもの。

2 概要

(1) 国、地方公共団体等及び民間事業者の責務

ア 差別的取扱いの禁止

障害を理由に障害者でない者との不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止する。

イ 合理的配慮の不提供の禁止

障害者から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を行う。（民間事業者の場合は努力義務）

ウ 環境整備

合理的な配慮を的確に行うため、施設の構造の改善等（バリアフリー化）、関係職員に対する研修等の環境整備に努める。

(2) 基本方針の策定等

ア 差別解消の推進に関する政府による基本方針の策定

イ 国の行政機関の長、地方公共団体の機関等による基本方針に則した職員対応要領の策定

ウ 主務大臣による所管事業者の対応指針の策定

エ 主務大臣による所管事業者に対する報告徴収、助言、指導及び勧告

※ 国の行政機関の長、地方公共団体の機関等には、国家公安委員会委員長、警察庁長官及び都道府県公安委員会が含まれ、主務大臣には国家公安委員会が含まれる。

(3) その他

国等の相談、紛争解決体制の整備、啓発の実施等について規定。

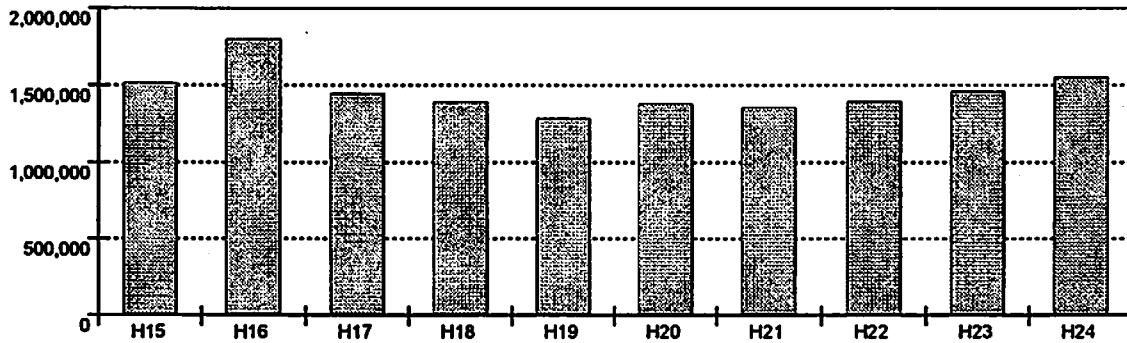
3 今後の予定

閣議 4月26日

施行期日 平成28年4月1日（施行後3年を目処に必要な見直し）

1 相談取扱件数の推移

- 平成24年中の相談の取扱件数は1,553,189件であり、前年より92,140件(6.3%)増加し、平成22年から3年連続の増加。
- 取扱件数が150万件を超えたのは、平成16年以来8年ぶり。



年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
件数	1,519,156	1,800,670	1,448,710	1,394,227	1,290,089	1,382,811	1,355,745	1,398,989	1,461,049	1,553,189
指数	100	119	95	92	85	91	89	92	96	102

2 主な相談内容とその推移

相談内容	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	前年比	総件数に占める割合
犯罪等による被害防止 (指数)	171,089	170,790	192,908	201,106	208,183	+7,077	13.4%
	100	100	113	118	122		
家庭・職場・近隣関係 (指数)	138,029	142,945	162,325	166,172	179,103	+12,931	11.5%
	100	104	118	120	130		
刑事事件 (指数)	116,016	111,052	115,029	121,106	133,053	+11,947	8.6%
	100	96	99	104	115		
契約・取引関係 (指数)	121,621	119,724	120,914	116,701	109,271	-7,430	7.0%
	100	98	99	96	90		
配偶者からの暴力 (指数)	25,629	27,752	31,579	33,745	44,666	+10,921	2.9%
	100	108	123	132	174		
ストーカー事案 (指数)	18,626	17,839	18,613	18,524	24,483	+5,959	1.6%
	100	96	100	99	131		

3 相談への組織的な対応

- 警察本部及び警察署の総・警務部門に相談を受理するための総合窓口を設置し、相談の受理と処理を分離。
- 総・警務部門から各専務部門に対して、相談の処理状況の点検を実施し、組織的な対応を強化。
- 今年度、警察庁から全都道府県警察に対して、相談への組織対応状況についての監察を実施(第3四半期)。

公安委員会

警察庁長官に対する異議申立てに係る決定

平成25年4月25日

説明資料No. 5

について(行政機関情報公開法関係)

総務課

(略)

1 監察実施項目及び監察対象部署

警察庁本庁及び管区警察局は、「災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築の状況」を全国統一実施項目として、47都道府県警察に対して監察を実施した。

2 監察実施結果

(1) 初動態勢の確立に向けた取組の推進状況

○ 警察本部では、東日本大震災における教訓を基にした既存の災害警備計画・本部体制の見直し、関係機関への複数の連絡要員の指定、同要員が携行する複数の通信機器の確保に向けた取組等が適切に行われていた。

○ 警察本部及び警察署では、連絡網の途絶に備えた情報伝達手段や道路損壊を想定した幹部の搬送手段の確保に向けた取組が適切に行われていた。

× 一方、一部の警察本部及び警察署では、自動参集訓練が未実施であったことから、年に一度の訓練実施を指示することとした。

(2) 津波災害対策の推進状況

○ 警察本部及び警察署では、危険箇所、避難場所・経路及び要援護者の実態把握、沿岸部で避難誘導に従事する警察官の救命胴衣等の整備、地域住民の危機意識向上を図るための防災講習会や避難訓練の実施に向けた取組等が適切に行われていた。

○ 警察本部では、警察航空隊をはじめとする各部門が連携の上、広範囲の浸水を想定した救出救助訓練等が適切に行われていた。

(3) 通信指令機能の強化に向けた取組の推進状況

○ 警察本部及び警察署では、支援要員の指定や通信指令業務に従事する者の勤務体制の変更等、大規模災害発生時に通信指令室等の体制を確保するための措置が適切に行われていた。

○ 警察本部では、大規模災害発生時の通信指令システムの機能確保のための取組、通信指令に関する訓練等が適切に行われていた。

(4) 交通の規制及び被災者支援に係る取組の推進状況

○ 警察本部では、公的機関に対する緊急通行車両等の事前届出制度の再周知や信号機の滅灯対策、警察本部及び警察署では、緊急通行車両確認事務に関する教養が適切に行われていた。

○ 警察本部では、運転免許再交付手続の早期再開等に必要な態勢の確保に向けた取組や行政手続の特例に関する教養が適切に行われていた。

(5) 適切な検視、身元確認等の実施に向けた取組の推進状況

○ 警察本部では、市区町村ごとの検視・遺体安置場所の複数確保、医師・歯科医師会との連絡窓口の設定が適切に行われていた。

○ 警察本部では、行方不明者本人に直接関係する身元確認資料の一覧表等の作成、その家族等から同資料の提供を受けるために周知する内容・方策の検討、同資料を集中的に収集する場所の確保が適切に行われていた。

× 一方、一部の警察本部では、重要性の認識不足等から、収集した身元確認資料を管理するための要領等を定めていない事例が認められたことから、要領等の作成を指示した。

(6) その他

ア 災害警備本部要員の時間ごとの参集率を把握するなど、警備本部の迅速な立ち上げ体制を構築している状況が認められた。

イ 警察本部庁舎や警察署庁舎が損壊した場合を想定し、耐震性や通信インフラ等に配慮した代替施設を選定している状況が認められた。

ウ 通信指令システムが使用不能となった場合に備え、本部から発信地の管轄警察署等へ通報先を迂回させる措置を講じている状況が認められた。

1 改正の概要

(1) 何人も、選挙運動用文書図画を、ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたもの）により頒布することができることとされた。

一方、選挙運動用電子メールは、政党等・候補者に限り送信することができることとされた。

(2) 何人も、選挙運動用有料インターネット広告を掲載させることができないこととされた。ただし、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等のウェブサイト等に直接リンクした有料バナー広告を掲載させることができることとされた。

(3) その他、挨拶目的の有料インターネット広告の禁止、インターネット等を利用する方法による選挙期日後の挨拶行為の解禁など、所要の改正が行われた。

2 誹謗中傷、なりすまし対策

(1) ウェブサイト等、電子メールを利用する方法により頒布する選挙運動用・落選運動用文書図画への電子メールアドレス等の表示義務を課すこととされた（電子メールを利用する場合のみ罰則あり）。

(2) 現行の氏名等の虚偽表示罪（公職選挙法第235条の5）にインターネット等を利用する方法による通信をした者が追加された。

(3) プロバイダ責任制限法の特例として、発信者に対する削除同意照会期間が7日から2日に短縮された。また、電子メールアドレス等の表示義務を果たしていない選挙運動用・落選運動用文書図画については、プロバイダが即時削除しても、民事上の責任を問われないこととされた。

3 施行日等

公布の日から起算して1月を経過した日から施行し、施行日以後初めて期日を公示される国政選挙の公示日以後に公(告)示される選挙に適用されることとされた。

4 今後の対応

警察庁においては、刑事局、生活安全局、情報通信局が連携を図り、通達及び執務資料の発出、都道府県警察担当者との検討会の開催等により、都道府県警察において適切に違反取締りが行われるよう指導を徹底する。